

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

### 鳥取県公安委員会規則第 1 号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(少年課)</p> <p>第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。</u></p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の<u>取締り</u>に関すること。</p> <p><u>(13) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</u></p> <p><u>(14) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>2 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を附置する。</u></p> <p><u>3 サイバー犯罪対策室においては、第 1 項第12号から第15号までに掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(地域課)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 地域課に、<u>地域指導室</u>、航空隊及び鉄道警察隊を附置する。</p> <p><u>3 地域指導室においては、地域警察活動を行う警察</u></p>	<p>(少年課)</p> <p>第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の<u>総合的対策</u>に関すること。</p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>(地域課)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 地域課に、航空隊及び鉄道警察隊を附置する。</p>

官の指導に関する事務を処理する。

4 略

5 略

(警衛対策課)

第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第64回全国植樹祭その他大規模な警衛及び警護を要する行事（以下「植樹祭等」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。
- (2) 植樹祭等の開催に伴う警衛及び警護に関すること。
- (3) 植樹祭等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。

3 略

4 略

(警衛対策課)

第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第31回全国豊かな海づくり大会その他大規模な警衛及び警護を要する行事（以下「海づくり大会等」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。
- (2) 海づくり大会等の開催に伴う警衛及び警護に関すること。
- (3) 海づくり大会等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。